



Komatsu City

序 章

Komatsu City

序章

■ 策定の目的

近年のモータリゼーションの進展や消費生活の変化等の社会情勢の変化を背景として、中心市街地の空洞化が進み、都市機能の拡散が進行している。

これを受け、都市圏内で生活する多くの人々にとって暮らしやすさを確保する観点から、集約型都市構造の実現に向け、都市計画制度の改善により広域的都市機能の適正立地を図るとともに、まちなか居住の促進や公共施設を集約立地を進める等多様な都市機能の集約を進めていくことを目指し、平成18年に「まちづくり三法」が改正された。

こうした背景を受けて、平成10年度に策定された、小松市の都市計画に関する基本的な方針『小松市都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2の規定）』について、都市計画法等の法改正や時代の潮流、各種上位計画との整合を図りながら見直しを行い、「小松市都市計画マスタープラン」を策定する。

■ 対象地域

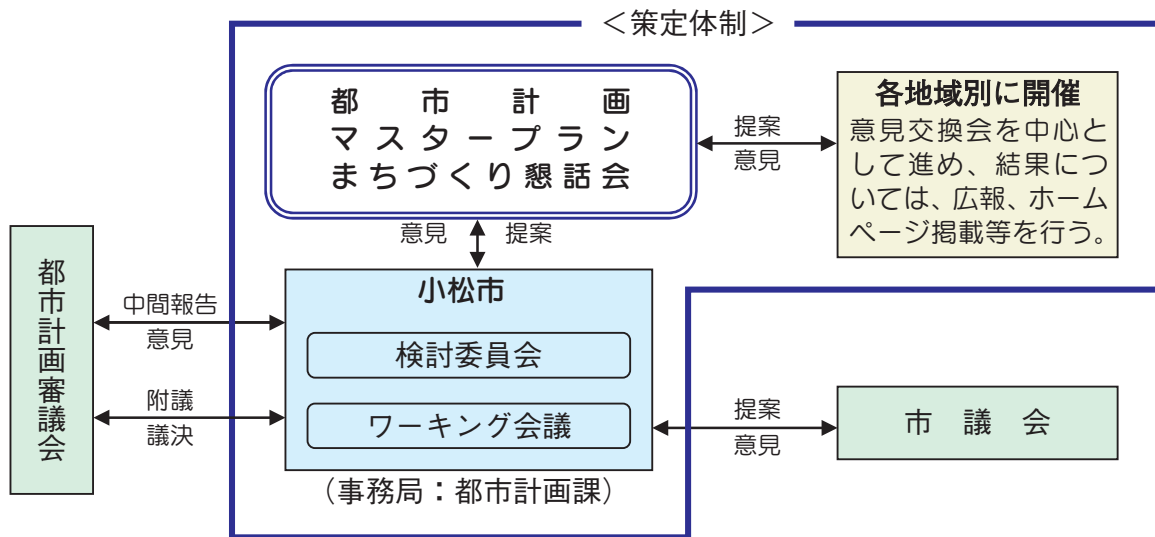
小松市行政区域の内、都市計画区域を対象とする。

■ 目標年次

概ね20年後の平成37年を目標年次とする。

策定体制

都市計画マスタープランの策定にあたっては、市庁内の関係各課はもとより、学識経験者や有識者、市民代表等様々な立場の方に参画頂き、見直す必要がある。そこで、以下に示す策定体制で見直しを行う。



※ワーキング会議：市庁内の関係課（14課）の担当者により構成。

※検討委員会：市庁内の関係課（14課）の課長により構成。

※まちづくり懇話会：新たな時代の要請に対応した見直しを行うべく、学識経験者や市民代表（公募委員を含む）、行政代表などから構成（懇話会委員16名）。